社会保険労務士法

使命	社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を通じて適切な労務管理の確立及び個人の尊厳が保持された適正な労働環境の形成に寄与することにより、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上並びに社会保障の向上及び増進に資し、もって豊かな国民生活及び活力ある経済社会の実現に資することを使命とする。
社会保険労務士の職責	社会保険労務士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。
社会保険労務士の業務	1号業務 ① 申請書等の作成 ・労働社会保険諸法令に基づいて申請書等を作成すること。 ② 申請書等の提出手続の代理 ・申請書等について、その提出に関する手続を代わってすること。 ③ 事務代理 ・申請等について、又は当該申請等に係る行政機関等の調査若しくは処分に関し当該行政機関等に対してする主張若しくは陳述について、代理すること 。 ④ 紛争解決手続代理業務　※特定社会保険労務士のみ行うことができる。 ・「個別労働紛争解決促進法」の紛争調整委員会におけるあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。 ・「障害者雇用促進法」「男女雇用機会均等法」「育児介護休業法」等の調停の手続について、紛争の当事者を代理すること。 ・個別労働関係紛争に関するあっせんの手続について、紛争の当事者を代理すること。 ・個別労働関係紛争（紛争の目的の価額が120万円を超える場合には、弁護士が同一の依頼者から受任しているものに限る。）に関する民間紛争解決手続であって、個別労働関係紛争の民間紛争解決手続の業務を公正かつ適確に行うことができると認められる団体として厚生労働大臣が指定するものが行うものについて、紛争の当事者を代理すること。 2号業務 労働社会保険諸法令に基づく帳簿書類（申請書等を除く）を作成すること。 3号業務 事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について相談に応じ、又は指導すること（これらの事項に係る法令並びに労働協約、就業規則及び労働契約の遵守の状況を監査することを含む。）。 備考 社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、他人の求めに応じ報酬を得て、1号業務及び2号業務を業として行ってはならない。ただし、他の法律に別段の定めがある場合及び政令で定める業務に付随して行う場合は、この限りでない。 社会保険労務士の事務には、その事務を行うことが他の法律において制限されている事務並びに労働社会保険諸法令に基づく療養の給付及びこれに相当する給付の費用についてこれらの給付を担当する者のなす請求に関する事務は含まれない。 社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。（陳述は、当事者又は代理人が自らしたものとみなす。ただし、当事者又は代理人が陳述を直ちに取り消し、又は更正したときは、この限りでない。） 紛争解決手続代理業務には、次に掲げる事務が含まれる。 ① 紛争解決手続について相談に応ずること。 ② 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの間に和解の交渉を行うこと。 ③ 紛争解決手続により成立した和解における合意を内容とする契約を締結すること。
資格	次の①又は②に該当する者であって、労働社会保険諸法令に関する厚生労働省令で定める事務に従事した期間が通算して2年以上になるもの又は厚生労働大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めるものは、社会保険労務士となる資格を有する。 ① 社会保険労務士試験に合格した者 ② 社会保険労務士試験の免除科目が試験科目の全部に及ぶ者 ※ 弁護士となる資格を有する者は、前項の規定にかかわらず、社会保険労務士となる資格を有する。
欠格事由	次の①から⑨のいずれかに該当する者は、社会保険労務士となる資格を有しない。 ① 未成年者 ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ③ 懲戒処分により社会保険労務士の失格処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの ④ 社会保険労務士法又は労働社会保険諸法令の規定により罰金以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの ⑤ ④に掲げる法令以外の法令の規定により拘禁刑以上の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しないもの ⑥ 登録の取消しの処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないもの ⑦ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分を受けた日から3年を経過しない者 ⑧ 懲戒処分により、弁護士会から除名され、公認会計士の登録の抹消の処分を受け、税理士の業務を禁止され又は行政書士の業務を禁止された者で、これらの処分を受けた日から3年を経過しないもの ⑨ 税理士法の規定により税理士業務の禁止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、当該決定を受けた日から3年を経過しないもの
登録	① 社会保険労務士となる資格を有する者が社会保険労務士となるには、社会保険労務士名簿に、氏名、生年月日、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。 ② 他人の求めに応じ報酬を得て、第2条に規定する事務を業として行おうとする社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員となろうとする者を含む。）は、事務所を定めて、あらかじめ、社会保険労務士名簿に、①に規定する事項のほか、事務所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。 ③ 勤務社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に、①に規定する事項のほか、事業所の名称、所在地その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない。
社会保険労務士名簿	① 社会保険労務士名簿は、連合会に備える。 ② 社会保険労務士名簿の登録は、連合会が行う。
変更登録	社会保険労務士は、社会保険労務士名簿に登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更の登録を申請しなければならない。
登録の申請	登録を受けようとする者は、同項に規定する事項その他厚生労働省令で定める事項を記載した登録申請書を、社会保険労務士となる資格を有することを証する書類を添付の上、厚生労働省令で定める社会保険労務士会を経由して、連合会に提出しなければならない。
登録に関する決定	① 連合会は、登録の申請を受けた場合においては、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有し、かつ、登録拒否事由に該当しない者であると認めたときは、遅滞なく、社会保険労務士名簿に登録し、当該申請者が社会保険労務士となる資格を有せず、又は登録拒否事由に該当する者であると認めたときは登録を拒否しなければならない。登録を拒否しようとする場合においては、資格審査会の議決に基づいてしなければならない。 ② 連合会は、登録を拒否しようとするときは、あらかじめ、当該申請者にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。 ③ 連合会は、社会保険労務士名簿に登録したときは当該申請者に社会保険労務士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその理由を付記した書面によりその旨を当該申請者に通知しなければならない。

SAMPLE

登録拒否事由	次の①から④のいずれかに該当する者は、社会保険労務士の登録を受けることができない。 ① 懲戒処分により、弁護士、公認会計士、税理士又は行政書士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの ② 税理士法の規定により2年以内の税理士業務の停止処分を受けるべきであったことについて決定を受けた者で、同規定により明らかにされた期間を経過しないもの ③ 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者 ④ 労働保険徴収法、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民健康保険法、国民年金法、高齢者医療確保法又は介護保険法の定めるところにより納付義務を負う保険料について、登録の申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料に限る。）を引き続き滞納している者 ⑤ 社会保険労務士の信用又は品位を害するおそれがある者その他社会保険労務士の職責に照らし社会保険労務士としての適格性を欠く者
登録の取消し	連合会は、社会保険労務士の登録を受けた者が、次の①から③のいずれかに該当するときは、資格審査会の議決に基づき、当該登録を取り消すことができる。 ① 登録を受ける資格に関する重要事項について、告知せず又は不実の告知を行って当該登録を受けたことが判明したとき。 ② 心身の故障により社会保険労務士の業務を行うことができない者に該当するに至ったとき。 ③ 2年以上継続して所在が不明であるとき。 ※ 連合会は、上記①又は②のいずれかに該当することとなったことにより同項の規定により登録を取り消したときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受ける者に通知しなければならない。
登録の抹消	連合会は、社会保険労務士が次の①から④のいずれかに該当したときは、遅滞なく、その登録を抹消しなければならない。 ① 登録の抹消の申請があったとき。 ② 死亡したとき。 ③ 登録の取消しの処分を受けたとき。 ④ 欠格事由（②～⑥、⑧、⑨のいずれか）に該当することとなったことその他の理由により社会保険労務士となる資格を有しないこととなったとき。 ※ 社会保険労務士が上記②又は④に該当することとなったときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、その旨を連合会に届け出なければならない。
社会保険労務士証票等の返還	① 社会保険労務士の登録が抹消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票を連合会に返還しなければならない。社会保険労務士が業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。 ② 連合会は、業務の停止の処分を受けた社会保険労務士が、当該処分に係る業務を行うことができることとなったときは、その申請により、社会保険労務士証票又は特定社会保険労務士証票をその者に再交付しなければならない。
禁止事項	① 不正行為の指示等の禁止 社会保険労務士は、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険給付を受けること、不正に労働社会保険諸法令に基づく保険料の賦課又は徴収を免れることその他労働社会保険諸法令に違反する行為について指示をし、相談に応じ、その他これらに類する行為をしてはならない。 ② 信用失墜行為の禁止 社会保険労務士は、社会保険労務士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。
勤務社会保険労務士の責務	勤務社会保険労務士は、その勤務する事業所において従事する第2条（社会保険労務士の業務）に規定する事務の適正かつ円滑な処理に努めなければならない。
研修	① 社会保険労務士は、社会保険労務士会及び連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。 ② 事業主は、①に規定する研修について、勤務社会保険労務士から受講の申出があったときは、その事業の運営に支障のない範囲内で受講の機会を与えるように努めなければならない。
審査事項等を記載した書面の添付等	① 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る）を作成した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、当該申請書等の作成の基礎となった事項を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。 ② 社会保険労務士又は社会保険労務士法人は、申請書等（厚生労働省令で定めるものに限る）で他人の作成したものにつき相談を受けてこれを審査した場合において、当該申請書等が労働社会保険諸法令に従って作成されていると認めたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その審査した事項及び当該申請書等が労働社会保険諸法令の規定に従って作成されている旨を、書面に記載して当該書面を当該申請書等に添付し、又は当該申請書等に付記することができる。 ③ 社会保険労務士又は社会保険労務士法人が①又は②の規定による添付又は付記をしたときは、当該添付又は付記に係る社会保険労務士は、当該添付書面又は当該付記の末尾に社会保険労務士である旨を付記した上、記名しなければならない。
事務所	① 他人の求めに応じ報酬を得て、第2条（社会保険労務士の業務）に規定する事務を業として行う社会保険労務士（社会保険労務士法人の社員を除く。以下「開業社会保険労務士」という。）は、その業務を行うための事務所を2以上設けてはならない。ただし、特に必要がある場合において厚生労働大臣の許可を受けたときは、この限りでない。 ② 社会保険労務士法人の社員は、第2条（社会保険労務士の業務）に規定する事務を業として行うための事務所を設けてはならない。
帳簿の備付け及び保存	① 開業社会保険労務士は、その業務に関する帳簿を備え、これに事件の名称、依頼を受けた年月日、受けた報酬の額、依頼者の住所及び氏名又は名称その他厚生労働大臣が定める事項を記載しなければならない。 ② 開業社会保険労務士は、①の帳簿をその関係書類とともに、帳簿閉鎖の時から2年間保存しなければならない。開業社会保険労務士でなくなったとき
依頼に応ずる義務	開業社会保険労務士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼（紛争解決手続代理業務に関するものを除く）を拒んではならない。
秘密を守る義務	開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員は、正当な理由がなくて、その業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員でなくなった後においても、また同様とする。
業務を行い得ない事件	① 社会保険労務士は、国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件については、その業務を行ってはならない。 ② 特定社会保険労務士は、次に掲げる事件については、紛争解決手続代理業務を行ってはならない。ただし、(3)に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。 (1) 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件 (2) 紛争解決手続代理業務に関するものとして、相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの (3) 紛争解決手続代理業務に関するものとして、受任している事件の相手方からの依頼による他の事件　等
非社会保険労務士との提携の禁止	社会保険労務士は、第26条（名称の使用制限）又は第27条（業務の制限）の規定に違反する者から事件のあっせんを受け、又はこれらの者に自己の名義を利用させてはならない。
懲戒の種類	① 戒告 ② 1年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止 ③ 失格処分（社会保険労務士の資格を失わせる処分をいう）
不正行為の指示等を行った場合の懲戒	① 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、故意に、真正の事実に反して申請書等の作成、事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき、又は不正行為の指示等をしたときは、1年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止又は失格処分の処分をすることができる。 ② 厚生労働大臣は、社会保険労務士が、相当の注意を怠り、①に規定する行為をしたときは、戒告又は1年以内の開業社会保険労務士若しくは開業社会保険労務士の使用人である社会保険労務士若しくは社会保険労務士法人の社員若しくは使用人である社会保険労務士の業務の停止の処分をすることができる。
一般の懲戒	厚生労働大臣は、社会保険労務士が、申請書等に添付する書面若しくは申請書等の付記に虚偽の記載をしたとき、社会保険労務士法及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき、又は社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときは、懲戒処分をすることができる。
懲戒事由の通知等	① 社会保険労務士会又は連合会は、社会保険労務士会の会員について、懲戒事由に該当する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該会員の氏名及び事業所の所在地並びにその行為又は事実を通知しなければならない。 ② 何人も、社会保険労務士について、懲戒事由に該当する行為又は事実があると認めたときは、厚生労働大臣に対し、当該社会保険労務士の氏名及びその行為又は事実を通知し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

SAMPLE

聴聞の特例	① 厚生労働大臣は、戒告又は業務の停止の懲戒処分をしようとするときは、行政手続法の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。 ② 厚生労働大臣は、懲戒処分に係る聴聞を行うに当たっては、その期日の1週間前までに、行政手続法第の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。
登録抹消の制限	連合会は、社会保険労務士が懲戒の手続に付された場合においては、その手続が結了するまでは、当該社会保険労務士の登録の抹消をすることができない。
懲戒処分の通知及び公告	厚生労働大臣は、懲戒処分をしたときは、遅滞なく、その旨を、その理由を付記した書面により当該社会保険労務士に通知するとともに、官報をもって公告しなければならない。
社会保険労務士法人	設立 ・ 社会保険労務士は、社会保険労務士法人を設立することができる。 ・ 社会保険労務士法人を設立するには、その社員になろうとする社会保険労務士が、定款を定めなければならない。 名称 ・ 社会保険労務士法人は、その名称中に社会保険労務士法人という文字を使用しなければならない。 社員の資格 ① 社会保険労務士法人の社員は、社会保険労務士でなければならない。 ② 次に掲げる者は、社員となることができない。 (1) 懲戒処分により、社会保険労務士の業務の停止の処分を受け、当該業務の停止の期間を経過しない者 (2) 違法行為等についての処分により、社会保険労務士法人が解散又は業務の停止を命ぜられた場合において、その処分の日以前30日内にその社員であった者でその処分の日から3年（業務の停止を命ぜられた場合にあっては、当該業務の停止の期間）を経過しないもの 業務を執行する権限 ・ 社会保険労務士法人の社員は、定款で別段の定めがある場合を除き、すべて業務を執行する権利を有し、義務を負う。 ・ 紛争解決手続代理業務を行うことを目的とする社会保険労務士法人における紛争解決手続代理業務については、特定社会保険労務士である社員のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。 社員の責任 ① 社会保険労務士法人の財産をもってその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。 ② 社会保険労務士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかったときも、①と同様とする。 ③ ②の規定は、社員が社会保険労務士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。 等 社員であると誤認させる行為をした者の責任 ・ 社員でない者が自己を社員であると誤認させる行為をしたときは、当該社員でない者は、その誤認に基づいて社会保険労務士法人と取引をした者に対し、社員と同一の責任を負う。 社員の常駐 ・ 社会保険労務士法人の事務所には、その事務所の所在地の属する都道府県の区域に設立されている社会保険労務士会の会員である社員を常駐させなければならない。 社員の競業の禁止 ① 社会保険労務士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の社会保険労務士法人の社員となってはならない。 ② 社会保険労務士法人の社員が①に違反して自己又は第三者のためにその社会保険労務士法人の業務の範囲に属する業務を行ったときは、当該業務によって当該社員又は第三者が得た利益の額は、社会保険労務士法人に生じた損害の額と推定する。 合併 ・ 社会保険労務士法人は、総社員の同意があるときは、他の社会保険労務士法人と合併することができる。 ・ 合併後存続する社会保険労務士法人又は合併により設立する社会保険労務士法人は、当該合併により消滅する社会保険労務士法人の権利義務を承継する。
社会保険労務士会	・ 社会保険労務士は、厚生労働大臣の認可を受けて、都道府県の区域ごとに、会則を定めて、一個の社会保険労務士会を設立しなければならない。 ・ 社会保険労務士会は、会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。 ・ 社会保険労務士会は、法人とする。
連合会	・ 全国の社会保険労務士会は、厚生労働大臣の認可を受けて、会則を定めて、連合会を設立しなければならない。 ・ 連合会は、社会保険労務士会の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、社会保険労務士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務並びに社会保険労務士の登録に関する事務を行うほか、試験事務及び代理業務試験事務を行うことを目的とする。
名称の使用制限	・ 社会保険労務士でない者は、社会保険労務士又は社労士その他の社会保険労務士に類似する名称を用いてはならない。 ・ 社会保険労務士法人でない者は、社会保険労務士法人又は社労士法人その他の社会保険労務士法人に類似する名称を用いてはならない。 ・ 社会保険労務士会又は連合会でない団体は、社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会又は社労士会若しくは全国社労士会連合会その他の社会保険労務士会若しくは全国社会保険労務士会連合会に類似する名称を用いてはならない。

SAMPLE